

令和5年度 介護職員初任者研修学則
指定番号（令和5年10月6日付）西福第1603号

（趣旨及び研修の種類）

第1条 この学則は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開催する介護職員初任者研修（以下「本研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本研修は、福祉人材としての高い専門性を持った介護職員を養成し、東松山市内における介護の担い手を増やすため、必要な介護及び福祉の知識、介護技術、マナー及び心構え等の基本的な考え方を学ぶことを目的とする。

（実施主体）

第3条 本研修の実施主体は、次のとおりとする。

法人名 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

所在地 埼玉県東松山市松本町1-7-8

代表者 会長 金子 守

（共催）

第4条 本研修の共催する事業所は次の各号とする。

(1) 社会福祉法人 一心会 ふるさとの杜かみのもと

(2) 株式会社 ライフトータルサービス

(3) 医療法人 若葉会 介護老人保健施設 わかばの丘

(4) 社会福祉法人 松仁会 東松山ホーム

（研修事業の名称）

第5条 本研修は、名称を「令和5年度介護職員初任者研修」とする。

（研修課程及び期間）

第6条 本研修は、89.5時間の講義及び演習、40.5時間の通信学習、1時間の修了評価の全課程（計131時間）を通信方式で履修することとする。また、期間は令和5年11月26日から令和6年3月10日までとする。

（履修科目の一部免除）

第7条 特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の実務経験を有する者又は次に掲げる研修を修了している者が本研修を受講する場合、受講申込時に別紙の申出書を提出することにより、研修科目の履修を一部免除することができる。また、履修科目の一部免除は「埼玉県介護職員初任者研修事業指定要領」の別紙18「介護職員初任者研修免除科目及び時間について」に基づき行うものとする。

(1) 生活援助従事者研修（介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう。）

- (2) 介護に関する入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）
- (3) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成研修の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。）
- (4) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定するものをいう。）

（講義・演習室及び所在）

第 8 条 本研修は、次の施設にて講義及び演習を行う。

- (1) 講 義 ひがしまつやま市総合福祉エリア及び住まいづくり体験館
（ひがしまつやま市総合福祉エリア敷地内）
- (2) 演 習 ひがしまつやま市総合福祉エリア及び住まいづくり体験館
（ひがしまつやま市総合福祉エリア敷地内）
- (3) 所在地 東松山市大字松山 2 1 8 3
（実習施設）

第 9 条 本研修は、実習を行わない。

（講師一覧）

第 10 条 本研修の講師は、別紙「令和 5 年度介護職員初任者研修 日程表」（以下「日程表」という。）に定めるとおりとする。

（使用テキスト）

第 11 条 本研修は、一般財団法人長寿社会開発センターが出版する「介護職員初任者研修テキスト」（以下「テキスト」という。）を用いる。

（受講資格）

第 12 条 本研修は次の(1)～(3)の理由による受講希望者を対象とし、申込時点で(4)及び公的書類等にて本人確認が出来る者とする。

- (1) 東松山市内において介護業務に従事することが決まっている福祉関係資格を有していない者
- (2) 東松山市内にて介護業務に従事することを希望している者
- (3) 介護業務に従事することを希望する者
- (4) 受講にあたっての留意事項

①日本語を理解し、使用できること。（講義や演習、使用教材の読み書き等）

②妊娠もしくは妊娠の可能性のある女性の受講について

母子等の健康、保護の観点からも、原則受講できない。ただし、受講の希望がある場合、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。

(広報及び情報開示)

第13条 本研修は、広報及び情報開示の方法について次のとおり行う。

(1) 広報

協議会ホームページに開催案内を掲載し、申込を受付けする。

(2) 情報開示

協議会ホームページにて情報開示する。

(<http://www.smile-shakyo.jp/>)

(受講定員)

第14条 受講定員は、24名とする。

(受講手続き)

第15条 申込みは、本人確認の上、ひがしまつやま市総合福祉エリア窓口で受付ける。なお、申込の受付は先着順とし、受講定員を満了した時点で受付を終了とする。

(受講料)

第16条 本研修の受講料については、次のとおりとする。

(1) 受講しようとする者は、受講前に50,000円(税抜)を全額納入することとし、受講開始後の返還は行わない。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。

(2) テキスト代は、実費とする。

(3) 分割納入をする受講者については、分割回数は最大4回の均等分割とし、各納入期日は協議会で指定する。なお、指定期日までに、費用の納入が確認できない場合は、協議会は受講辞退として取扱うことができる。

(個人情報の取扱い)

第17条 受講者の個人情報については、原則として本研修の目的以外に使用しない。修了後は修了者の名簿を長期保存するものとし、修了証の破損、亡失等による再発行の依頼があった場合は、第20条の規定によるものとする。

(通信形式の実施方法)

第18条 通信形式については、次のとおり行う。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限(別紙日程表参照)までに提出し、採点を行うものとする。ただし、合格基準(70点以上)に達しない場合は、合格基準に達するまで再提出を行う。

(2) 評価方法

添削課題の理解度等に応じて、講師資格要件を満たした者がA・B・C・Dの評価を行う。(A:90点以上、B:80~89点、C:70~79点、D:69点以下)

(3) 個別学習、質問等への対応方法

受講生の学習、質問については、FAX(0493-25-3305)に

て随時受け付け、必要に応じて、講師資格要件を満たした者による質問等の対応を行い、回答する。

(研修修了の認定方法)

第19条 介護技術度合いの評価及び修了評価については、以下のとおり行う。

(1) 介護技術習得度の評価

技術評価は、当協議会が定める生活支援技術の各習得度評価項目に基づく評価票を用いて行うものとし、各項目「○できる、△普通、×できない」の評価をし、全項目「△普通」以上で合格とする。合格基準に達しない場合は、補講等を用い、合格基準に達するまで再度評価を行うこととする。

(2) 修了評価

全課程修了後、1時間程度の筆記試験を行い、協議会において合格基準到達の確認を行う。

合格基準は、筆記試験において75点以上とする。ただし、合格基準(75点以上)に達しない場合は、補講等を用い、合格基準に達するまで再度評価を行うこととする。

なお、補講は1時間1,000円(税抜)とし、受講料とは別に徴収する。

(修了証明書の交付)

第20条 修了証明書は次の要件を全て満たす者に対し、研修修了後交付する。

(1) 本研修に規定されている全課程を修了していること

(2) 介護技術習得度の評価及び修了評価に合格していること

(3) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)の提示がなされていること

また、修了証明書の再交付は、所定の申請書により申請を行った者に対し交付することとし、その際発行手数料500円(税抜)を申請者より徴収する。

なお、再交付は、当初交付した修了証明書が破損または紛失した場合に限り行うものとし、氏名変更等による再交付は行わない。また、当初交付した修了証明書が発見された場合には、修了者は直ちに再交付した修了証明書を返還するものとする。

(補講の取り扱い)

第21条 本研修は、原則全時間の受講を要するが、やむを得ない事由により研修の一部を欠席した場合は、補講を受講することが出来る。具体的には次のとおりとする。

なお、補講は原則1時間1,000円(税抜)とし、受講料とは別に徴収する。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。

また、補講は修了評価を除く研修総時間数の1/3の時間数を上限とし、第6条に定める期間の開始日より1年6か月以内実施するものとする。

(1) 欠席時の補講

① 講義については、原則、翌週の講義までに講師の都合に受講生が合わせることをとする。

② 「こころとからだのしくみと生活支援技術」を欠席した際の補講については、講師の都合に受講生が合わせることをとする。

(2) 追試のための補講

① 修了評価において、受講生が合格基準に到達できなかった場合、補講等を設け、試験問題の振り返りや、重要項目の確認等を行い、再度筆記試験を実施する。

② 修了評価の結果が、合格基準に達成するまで補講等を継続する。また、修了評価を実施する際、その修了評価前までの講義等について、補講等を受けていない場合、修了評価の受験は出来ないものとする。

(受講の取り消し)

第22条 以下に挙げる者については、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、欠席等補講を用いても研修修了の見込みが無いと判断できる場合

(2) 研修の妨害等、その他受講者としての本分に反した場合

(3) 病気、けが等で受講が困難と判断された場合

※(3)の受講生が、受講の継続をする場合は、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。

(受講料返金制度)

第23条 本研修修了後、協議会及び共催する事業所において、一定条件の下で勤務実績があった者は、受講料の返金を行うこととする。一定条件とは各事業所で別に定める。ただし、他の助成金等と併用する場合は、受講料を上限とし、その差額を返金することとする。

(1) 対象者

東松山市社会福祉協議会及び共催する事業所に就業した者又は在籍する者（研修中の開催中止等についての対応）

第24条 研修の開催中止については、次のとおりとする。

(1) 東松山市に暴風警報・暴風雪警報・各種特別警報が発表されている場合は開催中止とし、連絡等は次のとおりとする。

① 講義開始の2時間前までに上記の警報が解除された場合は、予定通り開催とする。

② 講義開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合は、午前中の講義は中止し、午後の講義を開催する。

③ 午後の講義開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合には、当日は中止とする。

※居住地に上記各号の警報が発表されている場合、または交通機関の故障、道路・橋の損壊等で受講が困難と判断される場合、その旨をひがしまつやま市総合福祉エリア（0493-21-5556）に連絡すること。

- (2) 感染症などの状況により、以下の場合は開催を中止又は再検討とする。
- ① 研修受講者又は講師・担当等の研修に携わる者が感染症等に罹患した場合は、状況に応じて開催中止又は延期等の対応を行う。ただし、開催前であって、罹患者が他の研修受講者及び講師・担当等の研修に携わる者との接触がない事が確認された場合は、この限りではない。
 - ② 国又は埼玉県より感染拡大に伴い、「緊急事態宣言」等が発令された場合は、その内容に基づき研修開催について再検討を行う。
 - ③ 国又は埼玉県より感染症等の感染拡大に伴い、行事・イベント等の自粛要請が発出された場合は、その内容に基づき研修開催について再検討を行う。
 - ④ 上記①～③以外の場合であっても、研修開催が困難な状況にある場合には、事務局長（研修責任者）の判断により、開催を中止とする。
- (3) 開催を中止した場合のその後の対応については、以下のとおりとする。
- ① 安全に受講が可能な環境・条件が整い次第研修を再開し、未履修の科目の講義・演習を行う。
 - ② 研修期間内での再開が困難な場合は、すでに履修を終えている科目について、履修証明書等により履修認定を行い、再開の目途が立った時点で事務局より受講者に対し連絡する。

(研修中の事故等についての対応)

第25条 万一事故等が発生した場合は、速やかに講師、及び研修担当者に報告し、指示を仰ぐこと。絶対に自らの勝手な判断で対応しないこと。

(研修担当者及び連絡先)

第26条 本研修は次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
総務課 田島 一樹 高荷 直美
電話：0493-21-5556
FAX：0493-25-3305

(苦情相談担当者及び連絡先)

第27条 本研修における苦情相談については、次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
次長 澤井 太二郎
電話：0493-21-5556
FAX：0493-25-3305

(研修責任者名及び連絡先)

第28条 本研修の責任者は次の者とする。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

事務局長 奥村 一彦

電 話：0493-23-1251

(附則)

この学則は令和5年10月1日から施行する。